

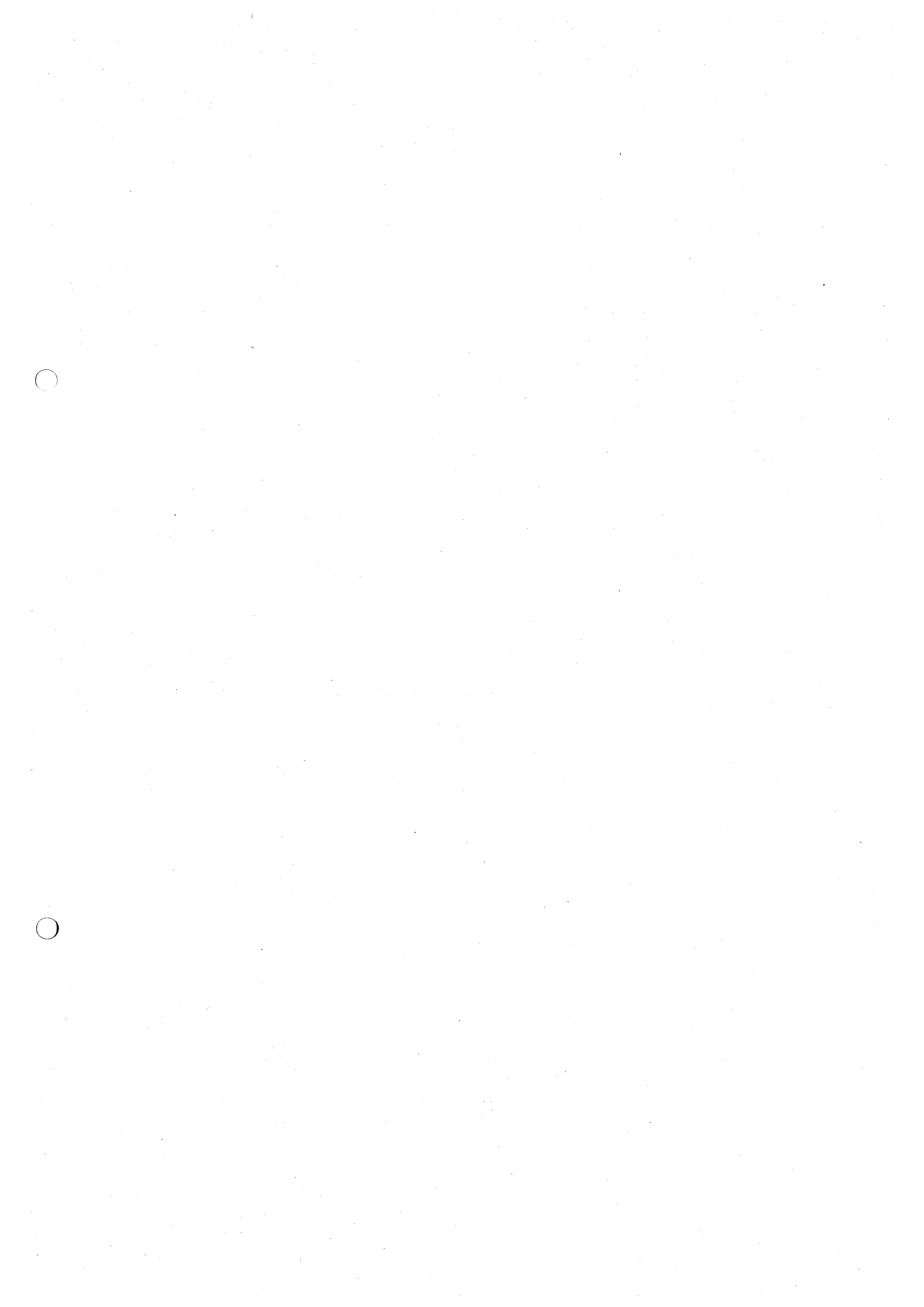
政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問主意

書

一 政府は従前より、法令解釈に関する考え方について、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。」との見解を示しているが、ここでいう「議論の積み重ねのあるもの」とは具体的にどのような意味であるかを説明されたい。

二 前記一について、「議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべき」との文言の趣旨について、政府の憲法解釈についての質疑等による国会審議、国会議員による質問主意書の提出並びに憲法が採用する議院内閣制の趣旨との関係に触れながら説明されたい。

右質問する。

